

鳥取県医師確保奨学金制度の手引

鳥取県医師養成確保奨学金（一般貸付枠）



鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

1 はじめに

鳥取県では、県内の地域医療を担う医師を養成するため、大学において医学を専攻する者で、将来、鳥取県の医療に貢献する意思がある皆さんに対し、修学上必要な資金（奨学金）を貸与する鳥取県医師養成確保奨学金制度を設けています。

2 制度の概要

(1) 資格要件等について

① 資格要件	ア 大学の医学を履修する課程に入学し、同課程に在学している者であること。 ＜鳥取大学の学生の場合＞出身地・卒業高校の所在地を問わない ＜鳥取大学及び自治医科大学以外の県外大学の学生の場合＞鳥取県内の高校卒業者に限る ＜自治医科大学の学生の場合＞鳥取県枠の入学者（R5年度以降）に限る
	イ 医師免許取得後、直ちに県内の病院等（知事が指定するものに限る。）において医師の業務に従事しようとするもの（ <u>自治医科大学生にあっては、知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするもの</u> ）であること。
	ウ 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。 ※同種類の奨学金とは、「卒業後の医師としての就業先を制限する規定（返還免除条件として定める場合を含む）を有する奨学金等を言います。したがって、日本学生支援機構の奨学金など、将来の医師としての勤務に制約を設けるものでない奨学金制度との併給は認めるものとしますが、「鳥取県育英奨学資金（大学等奨学資金）」との併給は認められません。なお、自治医科大学医学部奨学資金との併給は認めることとします。
	鳥取大学の学生の場合 鳥取大学において開講される地域医療に係るカリキュラムを受講すること。 県外大学の学生及び自治医科大学の学生の場合 県が企画する地域医療体験研修（医学生サマーセミナー、医学生スプリングセミナー等）に毎年1回以上参加すること。
③ 奨学金の額	月額10万円（年額120万円）
④ 貸付期間	奨学金申請年度の4月から大学を卒業する日の属する月まで ※申請年度の学年により貸付月数（上限）が異なります（4ページ参照）。
⑤ 貸付方法	毎年度、前期及び後期の2回（それぞれ6か月分を貸付け）
⑥ 貸付利率	無利子
⑦ 連帯保証人	1人 ※奨学生が未成年の場合は親権者等、成年者の場合は父母兄妹等に限る
⑧ 保証人	1人 ※連帯保証人とは別生計の者に限る
⑨ 募集人数	＜自治医科大学生以外＞5人以内 ＜自治医科大学生＞3人以内
⑩ 臨床研修	県内病院が管理を行う臨床研修に限定（マッチング参加） 自治医科大学生にあっては県が個別に調整して決定（マッチング不参加） ※令和元年度以前に貸付決定を行った者については限定なし

(2) 貸付けの打切り、休止について

奨学生が次の事由に該当することになった場合は、奨学金の貸付けは打切り又は休止します。

貸付けを打切る場合	①貸付の条件に違反したとき ②退学（転学部、転学科を含む。）したとき又は除籍となったとき ③学業成績又は性行が著しく不良となったとき。 ④奨学生が死亡したとき ⑤その他奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき
貸付けを休止する場合	奨学生が休学（30日以上）又は停学となったとき

(3) 奨学金の返還について

奨学生は、貸付けを打ち切られたとき等は、1月以内に貸付金の全額を一括返還しなければなりません（期日までに返還できない場合は、延滞金が発生します）。

返還が必要な場合	<p>①奨学金の貸付けを打ち切られたとき ②返還免除となる条件を満たせなかつたとき又は満たすことができないと認められるとき <自治医科大学以外><ul style="list-style-type: none">・大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年以内に医師免許を取得しなかつたとき・医師免許を取得した後、直ちに臨床研修を受けなかつたとき、又は臨床研修を修了する見込みがなくなつたとき・県内病院等における従事期間が、奨学金の返還が免除される条件に相当する期間以上通算して従事しなかつたとき、又は従事する見込みがなくなつたとき<自治医科大学><ul style="list-style-type: none">・自治医科大学を卒業した日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師国家試験に合格しなかつたとき・医師国家試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用されなかつたとき・医師国家試験に合格した後、直ちに臨床研修を受けなかつたとき、又は臨床研修を修了する見込みがなくなつたと認められるとき・医師として県職員に採用された日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（その期間が6年を超えるときは6年とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間とする。）を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務（医師として県職員に採用された日から臨床研修を修了する日までの間にあっては、当該研修）に従事しなかつたとき、又は従事する見込みがなくなつたと認められるとき</p>
----------	--

(4) 奨学金の返還免除について

返還の免除は「貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例」の定めるところによります。

免除の条件	免除の範囲
① 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに県内の病院が管理を行う医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、免除条件期間以上、指定病院等において常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に従事したとき（ <u>自治医科大学を卒業した者にあっては、自治医科大学を卒業した日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、当該採用された日から起算して医師養成確保奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（その期間が6年を超えるときは6年とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは知事がその都度定める期間とする。）を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務（医師として県職員に採用された日から臨床研修を修了する日までの間にあっては、当該研修）に従事したとき。</u> ）	債務の全部
<p>《猶予期間》※<u>自治医科大学には適用なし</u></p> <p>奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に、3年を加えた期間（最長9年）</p> <p>※臨床研修修了後に鳥取大学医学部附属病院に勤務する場合は、猶予期間を最長3年延長できます（全診療科対象）。</p> <p>※令和元年度以前の貸付決定者は、臨床研修の県内制限はありません。</p>	

<p>《免除条件期間》</p> <p>奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（最長6年）</p> <p>※県内の病院が管理を行う臨床研修を受けた期間は、最長2年（貸付期間が1年のときは1年）を免除条件期間に加えます。</p> <p>※令和元年度以前に貸付決定を受けた者は、臨床研修の県内制限なし。</p> <p>※臨床研修了後に鳥取大学医学部附属病院に勤務する場合、下記勤務期間を免除条件期間に含めることができます。（<u>自治医科大学生には適用なし</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児科（脳神経小児科を含む）・産科・救急科・精神科・外科・整形外科の場合…最長3年 ・がん薬物療法専門医、放射線治療専門医又は感染症専門医を取得するための業務又は当該専門医として業務に従事した場合…最長3年 ・上記以外の場合…最長1年（知事が特に認める場合は3年まで可とする。） <p>② ①の業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障がいを受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p> <p>③ ②に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障がいを受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。</p>	
--	--

（5）返還債務の履行猶予

知事が特別の理由があると認めるとき等は、貸付金の返還が猶予されます。

【当然に猶予されるもの】（自治医科大学生には適用なし）

臨床研修を修了した日の翌日から起算して3年を経過する日（次のいずれかに該当する場合は、それぞれに定める期間を加えた日）までの間

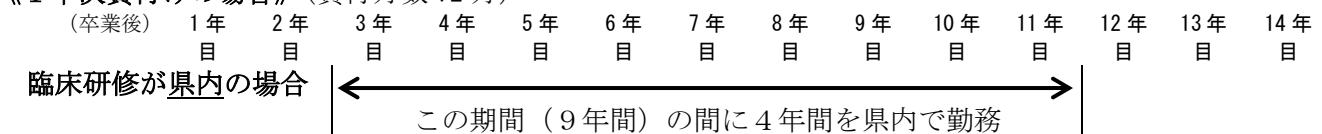
加算となる場合	加算する期間
県内の病院等において常勤医師として勤務した場合	勤務した期間
鳥取大学医学部附属病院に常勤医師として勤務した場合	勤務した期間（3年を上限とする）
災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めた場合	知事がその都度定める期間

【奨学生からの申請により猶予するもの】

- ①奨学金の貸付けを打ち切られた後も引き続き大学に在学しているとき
- ②自らの妊娠、出産又は育児を理由として県内の病院等又は勤務命令病院等を退職したとき
ただし、子が3歳に達したときを除く
- ③育児休業又は介護休業を取得したとき
- ④災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が困難となったとき
- ⑤その他特に理由があると知事が認めるとき

3 勤務期間のイメージ（勤務例）※自治医科大学生には猶予期間の適用なし

《1年次貸付けの場合》（貸付月数72月）



在学中	臨床研修 (県内)	県内	県内	県内	県内	猶予期間(2年) ※臨床研修実施分	猶予期間(3年)	
-----	--------------	----	----	----	----	----------------------	----------	--

在学中	臨床研修 (県内)	猶予期間(2年) ※臨床研修実施分	県内	県内	猶予期間(3年)	県内	県内	
-----	--------------	----------------------	----	----	----------	----	----	--

鳥大病院（特定診療科）で勤務の場合等 ← →
この期間（12年間）の間に4年間を県内指定病院等で勤務

在学中	臨床研修 (県内)	鳥取大学医学部附属病院（※特定診療科）	猶予期間(2年) ※臨床研修実施分	猶予期間(3年)	県内	猶予期間(最長3年) ※大学病院勤務分
-----	--------------	---------------------	----------------------	----------	----	------------------------

↑ 猶予期間の延長（最長3年）

※特定診療科とは、小児科（脳神経小児科を含む）・産科・救急科・精神科を指す。

鳥大病院（特定診療科以外）で勤務の場合 ← →
この期間（12年間）の間に4年間を県内指定病院等で勤務

在学中	臨床研修 (県内)	鳥取大学医学部附属病院（特定診療科以外）	猶予期間(2年) ※臨床研修実施分	猶予期間(3年)	県内	県内	県内	猶予期間(1年)
-----	--------------	----------------------	----------------------	----------	----	----	----	----------

↑ 猶予期間の延長（最長3年）

↑ 1年間を免除対象期間に算入

《自治医科大学生1年次貸付けの場合》（貸付月数72月）

(卒業後) 1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目 9年目 10年目 11年目 12年目 13年目 14年目

← →
義務年限9年間の1年目から6年目までの
県内勤務で返還免除

在学中	臨床研修 (県内)	県内						
-----	--------------	----	----	----	----	----	----	----

※奨学生の返還が免除される就業先の病院等は、自治体立病院、公的病院等から知事がリスト形式（告示）で指定し、具体的な就業先は奨学生自身が選択（就職活動）することになります。自治医科大学卒の医師については、知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所となります。

※返還免除条件算定期間終了時に免除条件に適合しないことが明らかとなつた場合は、当該期間が終了していない場合であっても、その時点で返還となります。

※奨学生の返還が免除される就業先の病院等において、常勤医師として勤務した期間が「返還免除となる県内勤務期間」となります。

【返還免除となる県内勤務期間】※自治医科大学生には猶予期間の適用なし

申請時の学年	奨学生の貸付上限月数	返還免除条件算定期間	県内勤務期間
1年次	72月	108月（9年）	72月（6年）
2年次	60月	108月（9年）	72月（6年）
3年次	48月	108月（9年）	72月（6年）
4年次	36月	90月（7.5年）	54月（4.5年）
5年次	24月	72月（6年）	36月（3年）
6年次	12月	54月（4.5年）	18月（1.5年）

※留年等により在学期間が延びた場合、正規の履修期間の月数分（1年次貸付の場合は72月）の貸付けが行われた時点で貸付は終了します。

4 医師国家試験との関係

<自治医科大学学生以外>

返還免除条件を満たすためには、大学を卒業した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に「医師免許を取得」する必要がありますが、この免許取得とは、厚生労働省での医籍登録が完了することです（医師国家試験の合格のことではありません）。

医師国家試験は、卒業後3回まで受験可能ですが、（3回目の受験で合格しても）厚生労働省での医籍登録が4月になった場合は、返還免除条件を満たさず、奨学金の返還（全額一括返還）が必要になりますので御注意ください。

卒業年度			卒業年度の翌年度			卒業年度の翌々年度			
○ 2月上旬	○ 3月中旬	○ 3月下旬	4/1 医籍登録	○ 2月上旬	○ 3月中旬	○ 3月下旬	4/1 医籍登録	○ 2月上旬	4/1 医籍登録
国試受験 (1回目)	合格発表	医籍登録	国試受験 (2回目)	合格発表	医籍登録	国試受験 (3回目)	合格発表	医籍登録	
卒業年度の翌年度の初日から起算して2年以内									
返還									

<自治医科大学学生>

返還免除条件を満たすためには、大学を卒業した日から起算して2年以内に「医師免許を取得」する必要がありますが、この免許取得とは、厚生労働省での医籍登録が完了することです（医師国家試験の合格のことではありません）。なお、医師国家試験は2回まで受験可能です。

卒業年度			卒業年度の翌年度			卒業年度の翌々年度			
○ 2月上旬	○ 3月中旬	○ 3月下旬	4/1 医籍登録	○ 2月上旬	○ 3月中旬	○ 3月下旬	4/1 医籍登録	○ 2月上旬	4/1 医籍登録
国試受験 (1回目)	合格発表	医籍登録	国試受験 (2回目)	合格発表	医籍登録	国試受験 (3回目)	合格発表	医籍登録	
大学を卒業した日から起算して2年以内									
返還									

5 奨学金制度についてのQ & A（主なもの）

質問	回答
資格要件の「他から同種類の奨学金の貸与、給与を受けていない者」について、「同種類の奨学金」とはどのようなものですか？	同種類の奨学金とは、「卒業後の医師としての就業先を制限する規定（返還免除条件として定める場合を含む）を有する奨学金・貸付金をいいます。したがって、日本学生支援機構の奨学金など、将来の医師としての勤務に制約を設けるものでない奨学金制度との併給は認められます。ただし、鳥取県育英奨学資金との併給は認められません。
保護者の所得制限はありますか？	所得制限はありません。
奨学金の貸付希望期間は、任意の期間を選択できるのですか？	奨学金の貸付期間は「奨学金申請年度の4月から大学を卒業する日の属する月まで」と定めています。任意の期間を選択することはできません。
学士編入学者でも奨学金の申請を行うことが出来ますか？	学士編入学の場合も申請が可能です。奨学生の募集は「鳥取大学地域枠入学者」を除いて、学年は問いません。 <u>（自治医科大学生は適用なし）</u>
医師免許は、卒業後直ちに取得できなければなりませんか？	大学を卒業した年度の翌々年度の末日までに取得できなかった場合は、奨学金全額の返還となります。自治医科大学生については、大学を卒業した日から起算して2年以内に取得できなかった場合は、奨学金全額の返還となります。
医師としての勤務にあたり、診療科	自治医科大学卒医師以外には診療科目、分野等の制限はあり

目、分野等の制限はありますか？	ません。自治医科大学卒医師は勤務先の医療機関からの要望状況等により、診療科等が限定されることが見込まれます。 ※現在のところ内科への派遣が原則となります。
卒業後の就業病院等は具体的に指定されるのですか？	自治医科大学卒医師以外の方の奨学生の返還免除対象となる病院等は、自治体立病院、公的病院などから知事がリスト形式（告示）で指定しますが、具体的な就業先は奨学生が選択（就職活動）することになります。自治医科大学卒医師の勤務先は、知事が決定します。
免除条件にある就業期間は連続した期間でなければならないのですか？	自治医科大学卒医師以外の方は連続する必要はありませんが、勤務形態は「常勤医」であることが必要です。 なお、常勤医とは、「当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師」をいいます（雇用形態ではありませんので御注意ください）。 自治医科大学卒医師については、県職員として勤務命令病院等で働くため、原則連続した期間となります。
奨学生の免除条件に適合する勤務ができなかった場合は、どのような取扱いになるのですか？	免除条件に適合する勤務ができなかった場合は、県内での勤務期間の長短に関わらず奨学生全額を一括返還していただきます。 ただし、障がい等により医師の業務に従事することができなくなったときを除きます。

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
医師養成確保奨学金 略	<p>県内における医師の確保を図るため、大学において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所(以下「指定病院等」という。)(学校法人自治医科大学(以下「自治医科大学」という。))において医学を専攻する者にあっては、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所(以下「勤務命令病院等」という。))において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p> <p>1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに県内の病院が管理を行う医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下単に「臨床研修」という。)を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、免除条件期間以上、指定病院等において常勤医師(当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に従事したとき(自治医科大学を卒業した者にあっては、自治医科大学を卒業した日から起算して2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、当該採用された日から起算して医師養成確保奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(その期間が6年を超えるときは6年とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは知事がその都度定める期間とする。)を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務(医師として県職員に採用された日から臨床研修を修了する日までの間にあっては、当該研修。以下の項において同じ。)に従事したとき)。</p> <p>2 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p> <p>3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。</p>	債務の全部
略		債務の全部 又は一部

備考

1 略

2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。

(1) 鳥取大学に地域枠推薦入学による入学した者(以下この項及び次項において「地域枠入学者」という。)にあっては、医師養成確保奨学金(以下この項から第4項までにおいて「奨学金」という。)の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間

(2) 地域枠入学者以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に3年を加えた期間(その期間が9年を超える場合は、9年)

(3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めた者にあっては、知事がその都度定める期間

3 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する免除条件期間とは、次に掲げる期間をいう。

(1) 地域枠入学者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間

(2) 地域枠入学者以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（その期間が6年を超えるときは、6年）

4 医師養成確保奨学金の項の免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、臨床研修を受けた期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。）を加えるものとする。

5 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄の規定による県職員としての業務に従事した期間の計算については、自治医科大学を卒業した医師の婚姻に関して都道府県が締結する協定に基づき県外の医療機関において当該他の都道府県の職員としての業務に従事した期間を加えるものとする。

附 則（平成19年条例第55号）

この条例は、公布の日（平成19年7月6日）から施行する。

附 則（平成20年条例第9号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、本則の表医師養成確保奨学金の項の改正は、公布の日（平成20年3月28日）から施行する。

附 則（平成21年条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第29号）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例本則の表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合の債務の免除について適用する。

附 則（平成25年条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。

附 則（平成27年条例第57号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。

附 則（平成28年条例第60号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。

附 則（令和元年条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に医師養成確保奨学金の貸付けの決定を受けた者の当該奨学金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年条例第24号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に臨時特例医師確保対策奨学金の貸付けの決定を受けた者の当該奨学金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例本則の表医師養成確保奨学金の項の規定は、令和5年度以後に医師養成確保奨学金の貸付けの決定を受けた者（この条例の施行の日において学校法人自治医科大学に在学する者を除く。）に係る債務について適用する。

鳥取県医師養成確保奨学生貸付規則

平成 17 年 12 月 9 日
鳥取県規則第 119 号

(目的)

第 1 条 この規則は、大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学をいう。以下同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の病院等（県内の病院（知事が指定するものに限る。）又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするもの（学校法人自治医科大学（以下「自治医科大学」という。）において医学を専攻する者にあっては、将来知事が勤務を命ぜる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするもの）に対し、修学上必要な資金（以下「奨学生」という。）を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 1 条の 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鳥取大学 国立大学法人鳥取大学をいう。
- (2) 地域枠推薦入学 鳥取大学の県内における地域医療に貢献したいという強い意思を持つ者を対象とする推薦入学をいう。
- (3) 地域枠入学者 鳥取大学の医学を履修する課程に地域枠推薦入学による選抜に合格して入学し、同課程に在学している者をいう。
- (4) 編入学者 鳥取大学の医学を履修する課程に編入学による選抜に合格して入学し、同課程に在学している者をいう。
- (5) 奨学生 第 6 条の規定による奨学生の貸付けの決定及び同条の規定によるその旨の通知を受けた者をいう。
- (6) 鳥大一般学生 鳥取大学の医学を履修する課程に特別養成枠推薦入学（鳥取県緊急医師確保対策奨学生貸付規則（平成 20 年鳥取県規則第 75 号）第 1 条で規定する特別養成枠による推薦入学をいう。）及び地域枠推薦入学以外の区分による選抜に合格して入学し、同課程に在学している者をいう。
- (7) 自治医科大学生 自治医科大学において医学を専攻し、第 6 条の規定による奨学生の貸付けの決定及び同条の規定によるその旨の通知を受けた者をいう。
- (8) 県外学生 県内の高等学校（中等教育学校を含む。）を卒業し、鳥取大学及び自治医科大学以外の大学の医学を履修する課程に入学し、同課程に在学している者をいう。

(奨学生の借受者の資格)

第 2 条 奨学生の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 大学の医学を履修する課程に入学し、同課程に在学している者であること。
- (2) 将来県内の病院等又は勤務命令病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。
- (3) 他から同種類の奨学生の貸与又は給与を受けていない者であること。

(奨学生の額等)

第 3 条 奨学生の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 地域枠入学者及び編入学者 月額 12 万円
 - (2) 前号に掲げる者以外の者 月額 10 万円
- 2 奨学生の貸付期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、奨学生の総額が次項に定める限度に達するときは、当該限度に達した月までとする。
- (1) 大学に入学した年度に奨学生の貸付申請をした者（大学に入学する前にあらかじめ貸付申請をすることとされた者を含む。） 大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで
 - (2) 大学に編入学した年度に奨学生の貸付申請をした者（大学に編入学する前にあらかじめ貸付申請をすることとされた者を含む。） 大学に編入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで
 - (3) (1)及び(2)以外の者 奨学生の貸付申請をした日の属する年度の最初の月から大学を卒業する日の属する月まで
- 3 奨学生の総額は、72 月分を限度とする。ただし、次の各号に掲げる者にあっては、それぞれ当該各号に定める月数分を限度とする。
- (1) 前項第 2 号に該当する者 72 月から当該奨学生の貸付申請時に在学している学年の数に 12 を乗

じて得た数を減じた数の月数分に、12から大学に編入学した日の属する年度の最初の月から大学に編入学した日の属する月の前月までの月数を減じた数(大学に編入学した日が当該年度の最初の月に属する場合にあっては、12)を加えた月数分

(2) 前項第3号に該当する者 72月から当該奨学生の貸付申請時に在学している学年の数から1を減じた数に12を乗じて得た数を減じた数の月数分

4 奨学生は、毎年度、前期及び後期の2回、それぞれ6月分ずつ貸し付ける。ただし、知事が必要と認めたときは、6月分以下に分けて、又は6月分以上をまとめて貸し付けることができる。

5 奨学生は、無利子とする。

(連帯保証人等)

第4条 奨学生の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人及び保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人及び保証人は、各1人とし、連帯保証人は、奨学生の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には親権者又は後見人、成年者である場合には父母兄姉又はこれに代わる者でなければならない。

(貸付申請)

第5条 奨学生の貸付けを受けようとする者は、奨学生貸付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 第2条第1号に定める資格を証する書面

(3) その他知事が必要と認める書類

(貸付けの決定及び通知)

第6条 知事は、前条の奨学生貸付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学生を貸し付けるべきものと認めたときは、貸付けの決定を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの条件)

第6条の2 知事は、前条の規定による奨学生の貸付けの決定及び通知をするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める条件を付するものとする。

(1) 鳥大一般学生 鳥取大学において開講される地域医療に係るカリキュラムを受講すること。ただし、災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該カリキュラムを受講できない場合は、この限りでない。

(2) 県外学生及び自治医科大学学生 県が企画する地域医療体験研修を毎年1回以上受けること。ただし、県が当該研修を実施しなかった場合又は災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該研修を受けることができない場合は、この限りでない。

(貸付けの終了)

第7条 知事は、貸付期間が終了したとき、又は貸付金の総額が通算して72月分に達したときは、これらに該当することとなった月をもって奨学生の貸付けを終了し、奨学生に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの打ち切り及び休止)

第8条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月分から奨学生の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた奨学生があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

(1) 退学(転学部、転学科を含む。)したとき、又は除籍となったとき。

(2) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。

(3) 死亡したとき。

(4) その他奨学生の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められたとき。

2 奨学生が30日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の奨学生の貸付けを休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸し付けられた奨学生があるときは、その奨学生は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、奨学生並びにその連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知するものとする。

第8条の2 知事は、前条第1項の規定によるほか、奨学生(地域枠入学者を除く。次項において同じ。)

が第6条の2の規定により付された貸付けの条件に違反したときは、当該条件に違反することとなつた日の属する月の翌月分から奨学生の貸付けを打ち切ることができるものとする。この場合において、打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた奨学生があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により貸付けを打ち切ったときは、奨学生並びにその連帯保証人及び保証人に對してその旨を通知するものとする。

(奨学生借用証書の提出)

第9条 奨学生(奨学生が死亡したときは、その連帯保証人)は、奨学生の貸付けが終了したとき、又は奨学生の貸付けを打ち切られたときは、直ちに奨学生借用証書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(奨学生の返還)

第10条 奨学生(自治医科大学学生を除く。次項において同じ。)は、臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を修了した日(第12条第1項又は第2項の規定により奨学生の返還の履行を猶予された場合にあっては、猶予の期間が経過する日)の翌日から起算して1月以内に貸し付けられた奨学生を一括返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた日から1月以内に奨学生を一括返還しなければならない。

- (1) 第8条第1項又は第8条の2第1項の規定により奨学生の貸付けを打ち切られたとき。
- (2) 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)を経過する日までに医師免許(医師法第2条に規定する免許をいう。以下同じ。)を取得しなかったとき。
- (3) 医師免許を取得した後直ちに臨床研修を受けなかつたとき、又は臨床研修をやめ、若しくは継続することが困難となつたとき。
- 3 自治医科大学学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた日から1月以内に奨学生を一括返還しなければならない。
 - (1) 第8条第1項又は第8条の2第1項の規定により奨学生の貸付けを打ち切られたとき。
 - (2) 自治医科大学を卒業した日から起算して2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)以内に医師国家試験に合格しなかつたとき。
 - (3) 医師国家試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用されなかつたとき。
 - (4) 医師国家試験に合格した後、直ちに臨床研修を受けなかつたとき、又は臨床研修を修了する見込みがなくなったと認められるとき。
 - (5) 医師として県職員に採用された日から起算して奨学生の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(その期間が6年を超えるときは6年とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間とする。)を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務(医師として県職員に採用された日から臨床研修を修了する日までの間にあっては、当該研修)に従事しなかつたとき、又は従事する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の免除)

第11条 奨学生の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)の定めるところによる。

- 2 条例本則の表備考4に規定する知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間については、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める期間とする。

- (1) 知事が指定する診療科(次号において「特定診療科」という。)の業務に従事した場合 当該業務に常勤医師(条例本則の表医師養成確保奨学生の項に規定する常勤医師をいう。以下同じ。)として従事した期間(その期間が3年を超えるときは、3年)
- (2) 特定診療科以外の診療科において、知事が指定する専門医資格を有する者(厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師の専門性に関する認定を受けた者をいう。以下同じ。)となるために必要な業務又は当該専門医資格を有する者としての業務に従事した場合 これらの業務に常勤医師として従事した期間(その期間が3年を超えるときは、3年)
- (3) 前2号に規定する業務以外の業務に従事した場合 当該業務に常勤医師として従事した期間(その期間が1年を超えるときは、1年。ただし、知事が特に認める場合は、3年を上限として知事が認

める期間)

- 3 条例の規定による返還の債務の免除を受けようとする者は、奨学生返還免除申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の奨学生返還免除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、審査の結果返還の債務の免除を決定したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第12条 知事は、奨学生(自治医科大学生を除く。)が臨床研修を修了した日の翌日から起算して3年を経過する日(その翌日までに次の各号のいずれかに該当した場合にあっては、当該各号に定める期間が経過する日)までの間、奨学生の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 県内の病院等において常勤医師としての業務に従事した場合 当該業務に従事した期間を3年に加えた期間(知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事した場合にあっては、当該期間(3年を上限とする。)を条例本則の表備考2の(1)又は(2)に規定する期間に加えた期間とする。)
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めた場合 知事がその都度定める期間
- 2 前項に定める場合のほか、知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、奨学生の返還の債務の履行を猶予することができる。
 - (1) 奨学生の貸付けを打ち切られた後も引き続き大学に在学しているとき。
 - (2) 自らの妊娠、出産又は育児を理由として県内の病院等又は勤務命令病院等を退職したとき。ただし、子が3歳に達したときを除く。
 - (3) 育児休業又は介護休業を取得したとき。
 - (4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学生の返還が困難となったとき。
 - (5) その他特に理由があると知事が認めるとき。
- 3 前項の規定による奨学生の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、奨学生返還猶予申請書(様式第5号)に同項各号に該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の奨学生返還猶予申請書の提出があったときは、その内容を審査し、審査の結果返還の債務の履行の猶予を決定したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。
- 5 第2項の規定による債務の履行の猶予を受けた者は、同項各号に掲げる事由に変更があったときは、返還猶予状況変更届(様式第5号の2)を知事に提出しなければならない。

(延滞金)

第13条 奨学生であった者は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき貸付金の金額に年14.6パーセントの割合と租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第14条 奨学生は、貸付金の返還を終え、又は債務の免除を受けるまでに次の各号(自治医科大学生にあっては、第6号から第12号までを除く。)のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名(住所)変更届(様式第6号)
 - (2) 休学したとき 休学届(様式第7号)
 - (3) 停学又は除籍の処分を受けたとき 停学(除籍)届(様式第8号)
 - (4) 復学したとき 復学届(様式第9号)
 - (5) 退学したとき、又は転学部若しくは転学科したとき 退学(転学部、転学科)届(様式第10号)
 - (6) 大学を卒業したとき 卒業届(様式第11号)
 - (7) 医師免許を取得したとき 免許取得届(様式第12号)
 - (8) 臨床研修(初期研修)を開始したとき 臨床研修(初期研修)開始届(様式第13号)
 - (9) 臨床研修(初期研修)を修了したとき 臨床研修(初期研修)修了届(様式第14号)
 - (10) 病院又は診療所において医師の業務に従事したとき(勤務している病院又は診療所を変更した場合を含む。) 就業届(様式第15号)
 - (11) 勤務していた病院又は診療所を退職したとき 病院等退職届(様式第16号)
 - (12) 医師の業務を廃止したとき 業務廃止届(様式第17号)
 - (13) 連帯保証人又は保証人がその氏名又は住所を変更したとき 連帯保証人(保証人)氏名(住所)変更届(様式第18号)
- 2 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、死亡届(様式第19号)を知事に提出しなければならない。

- 3 奨学生は、連帯保証人若しくは保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人若しくは保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人又は保証人を立て、連帯保証人(保証人)変更届(様式第20号)を知事に提出しなければならない。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条の規定による奨学金の貸付けの申請並びに第6条の規定による奨学金の貸付けの決定及び通知並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成19年規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第34号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年規則第21号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第47号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第42号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第39号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第44号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第81号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条から第11条までの規定による改正後の規則の規定は、平成26年1月1日以後に貸付けの申請を受ける貸付料又は貸付金に係る遅延損害金について適用し、同日前に貸付けの申請を受けた貸付料又は貸付金に係る遅延損害金については、なお従前の例による。

附 則(平成28年規則第60号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年12月22日から施行する。

附 則(令和2年規則第20号)

(施行期間)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 知事は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、奨学金の貸付けのために必要な準備行為をすることができる。

(経過措置)

- 3 改正後の鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則第3条の規定は、施行日以後に鳥取大学に編入学した者について適用し、同日前に編入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 知事は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、奨学金の貸付けのために必要な準備行為をすることができる。
- 3 改正後の鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の規定は、施行日以後に奨学金の貸付けの決定を受けた者（貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第16号）の施行の日において学校法人自治医科大学に在学する者を除く。）について適用し、同日前に奨学金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成 17 年鳥取県規則第 119 号。以下「規則」という。）第 1 条に規定する知事が指定する病院、第 11 条第 2 項に規定する知事が特に指定する病院、知事が指定する診療科及び知事が指定する専門医資格並びに第 12 条第 1 項第 1 号に規定する知事が特に指定する病院並びに貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和 44 年鳥取県条例第 35 号。以下「条例」という。）本則の表備考 2 の(3)の規定によるやむを得ない理由（災害及び疾病を除く。）により知事が必要と認める者及び当該者に係る猶予期間を次のとおり定める。

平成 17 年 12 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 規則第 1 条に規定する病院等

(1) 県内の普通地方公共団体又は地方公共団体の組合が設立する病院

名称	所在地
鳥取県立中央病院	鳥取市江津 730
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町 150
鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目 13-3
鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目 1
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富 1029-2
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭 1875
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭 397
日野病院	日野郡日野町野田 332
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山 511-7

(2) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、独立行政法人労働者健康安全機構又は独立行政法人国立病院機構が設立する病院

名称	所在地
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町 117
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町 44
独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目 8-1
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津 876
独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目 17-1

(3) 大学の医学部附属病院

名称	所在地
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町 36-1

(4) 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院 ((1)及び(2)に掲げるもの並びに鳥取大学医学部附属病院を除く。)

名称	所在地
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 458
清水病院	倉吉市宮川町 129
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町 2714-1
博愛病院	米子市両三柳 1880
高島病院	米子市西町 6

(5) 県が精神科救急医療施設として指定する病院 ((1)、(2)及び(4)に掲げるもの並びに鳥取大学医学部附属病院を除く。)

名称	所在地
渡辺病院	鳥取市東町三丁目 307
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根 43
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原 319-1
養和病院	米子市上後藤三丁目 5-1

(6) 回復期リハビリテーション病棟入院料が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 1 項に規定する療養の給付の対象となる病院 ((1)から(5)までに掲げるものを除く。)

名称	所在地
尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目 555
ウェルフェア北園渡辺病院	鳥取市覚寺字下今井手 181-1
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町山田 690
友紳会皆生温泉病院	米子市皆生新田三丁目 7-8
錦海リハビリテーション病院	米子市錦海町三丁目 4-5
米子東病院	米子市淀江町佐陀 2169
大山リハビリテーション病院	西伯郡伯耆町大原 927-1

2 規則第 11 条第 2 項に規定する知事が特に指定する病院、知事が指定する診療科及び知事が指定する専門医資格

(1) 規則第 11 条第 2 項に規定する知事が特に指定する病院

名称	所在地
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町 36-1

(2) 規則第 11 条第 2 項第 1 号に規定する知事が指定する診療科 小児科、産科、救急科、精神科、外科及び整形外科並びに知事が特に認める診療科（知事が特に認める医師に限る。）

(3) 規則第 11 条第 2 項第 2 号に規定する知事が指定する専門医資格 公益社団法人日本医学放射線学会が認定する放射線治療専門医、公益社団法人日本臨床腫瘍学会が認定するがん薬物療法専門医又は一般社団法人日本感染症学会が認定する感染症専門医

3 規則第 12 条第 1 項第 1 号に規定する病院

名称	所在地
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町 36-1

4 条例本則の表備考 2(3)の規定によるやむを得ない理由（災害及び疾病を除く。）により知事が必要と認める者は、当分の間、3 に掲げる病院において常勤医師としての業務に従事する者とし、当該者について定める猶予期間は、同表備考 2 の(1)又は(2)に規定する期間に当該業務に従事する期間（3 年を上限とする。）を加えた期間とする。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成 27 年 11 月 17 日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の平成 17 年鳥取県告示第 920 号で指定する病院において常勤医師としての業務に従事している者については、改正前の平成 17 年鳥取県告示第 920 号は、引き続き当該病院において常勤医師としての業務に従事している間に限り、この告示の施行後もなお効力を有する。

附 則

この告示は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 31 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

改 正

平成 19 年 3 月 30 日 烏取県告示第 298 号

平成 19 年 7 月 31 日 烏取県告示第 646 号

平成 24 年 2 月 28 日 烏取県告示第 113 号

平成 25 年 3 月 29 日 烏取県告示第 252 号

平成 26 年 3 月 28 日 烏取県告示第 211 号

平成 27 年 11 月 17 日 烏取県告示第 744 号

平成 28 年 12 月 22 日 烏取県告示第 754 号

平成 31 年 3 月 26 日 烏取県告示第 135 号

令和 2 年 3 月 27 日 烏取県告示第 136 号

令和 2 年 10 月 27 日 烏取県告示第 583 号

令和 5 年 3 月 31 日 烏取県告示第 162 号